

きずな



我孫子市少年センター便り 第178号

我孫子市少年指導員連絡協議会 会長 深津祥子

我孫子市少年センター センター長 森谷朋子

電話 7185-1367 FAX 7182-5867

夏休み期間中は、大変暑い中、家庭、地域において子どもたちの見守りをしていただきありがとうございました。皆様のおかげをもちまして、大きな事件・事故もなく、子どもたちは心身共にたくましく成長した姿で、2学期のスタートを切ることができます。



さて、9月21日から秋の交通安全週間が始まります。昨年は、八街市で下校中の児童がトラックにひかれ5名が死傷する痛ましい事故が発生しました。引き続き、登下校時や外出するときには、交通ルールを守り、できるだけ安全なところを通るように、家庭、地域で一言、お声掛けをお願いいたします。各学校では、交通安全指導をはじめ、不審者対応避難訓練など、生命を守る教育について指導を行っております。今後も、我孫子市少年センターでは、学校、保護者、地域、関係機関と連携し、社会全体で子どもたちを見守っていきたいと考えております。

〈6月・7月の不審者情報（少年センター発信）〉

【久寺家中区】
※不審者情報なし

【我孫子中区】

6/1 ファミリーマート天王台駅前店(なか卯となり)付近
及びダイソーマルエツ天王台店(追いかけ)

【白山中区】
6/9 寿2丁目富栴旅館近くのラーメン店の
駐車場付近(不審な行動)

【湖北台中区】

7/14
我孫子市中里677
付近(声かけ)
7/23
湖北台3丁目付近
及び湖北台四号公園
付近(追いかけ)

【布佐中区】
6/20 布佐平和台2丁目付近 (追いかけ)

オンラインゲーム等の危険性

オンラインゲーム(ネットゲーム)とは、インターネットを使って遊ぶことができるゲームでパソコンやゲーム機、スマートフォン等を使って楽しむことができます。通常のゲームとは違い、画面の向こう側にも実在する人間がいることから、様々なトラブルに巻き込まれる可能性があります。注意が必要です。

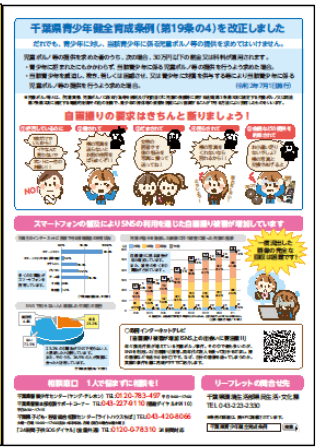
(千葉県警察本部 サイバー犯罪対策課 HP より)

オンラインゲームの中で特に人気が高いと言われているのが、バトルロイヤルゲームです。主に、オンラインで集まった不特定多数の参加者が、最後の一人になるまで殺し合うという内容です。また、見知らぬ人を相手または仲間にして戦うことから、出会い系サイトと同様の危険性も指摘されています。

スマホ等の利用についてのルールを決め、オンラインゲームを利用する際には、十分に注意するよう、ご家庭でも話題にしてみてください。



また、スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、画像をメールやSNS等で送られるいわゆる自画撮り被害が、全国的にも、千葉県においても、増加傾向にあります。自画撮り要求行為は、青少年の心身の未成熟に乗じて行われ、画像がインターネット上に流出してしまうと、完全に回収することは困難であり、将来にわたって青少年を苦しめる要因となるなど、青少年の健全育成に悪影響を及ぼすおそれがあることから、未然に防止する必要があります。そのためには、普段から子どもたちに自画撮り被害の危険性について、しっかり伝えていくことが大切です。



(千葉県県民生活課 自画撮り被害防止リーフレット)

「深夜はいかい」と「喫煙」が多数 ～不良行為少年の補導状況～

県内での不良行為少年の補導状況は、「深夜はいかい」と「喫煙」で全体の約6割を占めており、学識別では中学生と高校生で全体の5割になるという状況です。

18歳未満の青少年の深夜外出は、千葉県青少年健全育成条例第23条により、午後11時から翌日午前4時まで制限されています。また、一部のゲームセンター等は、風俗営業法施行条例第12条により、16歳未満の児童生徒は保護者の同伴を伴う場合を除き、午後6時以降の立入りが制限されています。不良行為を起こしたり、犯罪に巻き込まれたりしないように、外出時にはあらかじめ行先を確認し、早めに帰宅させるようにしましょう。

千葉県青少年健全育成条例（抜粋）

【深夜外出の制限（第23条の2）】
保護者は、特別の事情がなければ、深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）青少年を外出させないように努めなければなりません。

だれでも、威迫し、若しくは欺く等不当な手段により、または保護者の委託若しくは承認その他正当な理由がなく、深夜に、青少年を連れ出し、同伴してはいかないし、またはとどめてはいけません。
(違反すると、20万円以下の罰金または科料)
※青少年であることを知らなかったことを理由に、処罰を免れることはできません。

【深夜における入場の禁止等（第23条の3）】
カラオケボックスやインターネットカフェ、マンガ喫茶の営業者や従業者が、深夜に青少年を客として入場させてはいけません。
(違反すると、30万円以下の罰金または科料)
※青少年であることを知らなかったことを理由に、処罰を免れることはできません。

前記施設の営業者は、入口の見やすいところに、深夜における青少年の入場を禁止する旨を、表示しなければなりません。

92名の指導員が見守りをします ～少年指導員連絡協議会役員紹介～



5月10日（火）に我孫子市少年指導員連絡協議会総会が開催されました。今年度も92名の少年指導員が中学校区ごとに定期的に街頭指導を行い、子どもたちの見守りを行っています。

〔会長〕 深津 祥子(白山中区) 〔副会長〕 飯山 初美(我孫子中区)・大澤 直(白山中区)

中学校区	我孫子	白山	久寺家	湖北	湖北台	布佐
理事	香川 智之	大澤 直	齊藤 絵里香	伊藤 健太郎	齊藤 智礼	遠藤 和樹
副理事	佐々木 みどり	田中 玲子	衣笠 智子	小池 精子	木川 恵美子	小竹 里恵

※今年度の「きずな」発行は、この後、10月（179号）、11月（180号）、1月（181号）、3月（182号）の予定です。